

Title	伝クセノポン作『アテーナイ人の国制』にみられるポリス市民像の考察
Sub Title	Some features of city-state citizenry described in Pseudo-Xenophon's Athenaion Politeia
Author	真下, 英信(Masimo, Hidenobu)
Publisher	慶應義塾大学言語文化研究所
Publication year	1984
Jtitle	慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.16 (1984. 12) ,p.131- 161
JaLC DOI	10.14991/005.00000016-0131
Abstract	第1章では,『アテーナイ人の国制』の作者は民主制の担手である民衆を示すにあたり様々な呼称を用いているが,視点の中心は経済的ならびに倫理的側面に置かれていることが明らかにされる。第2章では,これら二つの視点の内,前者を中心に本書を検討してみるとポリス社会における市民像として如何なる姿が浮び上がって来るかが示される。続く第3章では前章で示された“民衆を扶養する国家”としての民主制を求めたポリス市民の実態は他の文献や今次大戦後著しく進歩した碑文研究の成果と本質的には整合していることが論じられる。結論として,本書には皮肉や誇張が認められるとしてもポリス市民の本質を鋭く衝いた重要な史料と考えられるべきことが主張される。
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000016-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

伝クセノポン作『アテーナイ人の国制』 にみられるポリス市民像の考察

真 下 英 信

要 旨

第1章では、『アテーナイ人の国制』の作者は民主制の担手である民衆を示すにあたり様々な呼称を用いているが、視点の中心は経済的ならびに倫理的側面に置かれていることが明らかにされる。第2章では、これら二つの視点の内、前者を中心にして本書を検討してみるとポリス社会における市民像として如何なる姿が浮び上がって来るかが示される。続く第3章では前章で示された“民衆を扶養する国家”としての民主制を求めたポリス市民の実態は他の文献や今次大戦後著しく進歩した碑文研究の成果と本質的には整合していることが論じられる。結論として、本書には皮肉や誇張が認められるとしてもポリス市民の本質を鋭く衝いた重要な史料と考えられるべきことが主張される。

序

もし、歴史を学ぶ人がかの有名なソクラテスの弟子の一人であったクセノポンの作品として誤って伝えられた『アテーナイ人の国制』⁽¹⁾を一読するならば、当時のアテーナイの諸制度の具体的な叙述や政治事件の経過等の所謂史実に欠ける上に著述年代も定かでない⁽²⁾皮肉に満ちた本書を前5世紀のアテーナイの民主制の研究史料に用いるには細心の注意が必要であることに気付くであろう。事実、19世紀来この小冊子は反民主派的、寡頭派的な立場に偏した面のみが強調される傾向にあった⁽³⁾。最近、本書はかなり重視されて来てはいるが⁽⁴⁾、作品の性格上ツキディデスやアリストテレスなどの著作に比してかならずしも重視されて来たわけではない⁽⁵⁾。

確かに、本書の叙述が民主制への皮肉と嘲笑に満ちている事実は否めな

い⁽⁶⁾。だが、作者が当時のアテーナイの民主制を是認出来ないと明確に繰り返して主張し、自己の寡頭派的な立場を旗幟鮮明にした上で⁽⁷⁾、時には通説を批判しながら己の目を通してアテーナイの民主制の特質を論じている事実⁽⁸⁾は本書を理解する上で極めて重要である。従って、この小冊子を単に反民主的な立場に偏した史料と簡単に片付けるだけでは余りにも不十分ではなからうか。偏見が認められる上にかならずしも論旨が体系的に展開されているわけではないが⁽⁹⁾、本書を悉に検討してみると皮肉な記述の中にもアテーナイの民主制、さらにはポリス社会の様々な特徴、実態が剔出されているように筆者には思えてならない。しかも、作者の指摘する事実は単に偏見として片付けられるべきではなく、他のギリシア人と共通な発想に基づきながらポリス社会の本質を的確に衝いていると考えられる所も多々認められる。彼の記述には後のプラトンやアリストテレス等の発想と異なる点もあるが、他方彼等の思想の先駆的な民主制への批判も垣間見られる。周知の如く、彼等は皆思想的には民主制に対しては多少の差はあれ冷淡な態度を持っていた。だが、我々は彼等の記述を通して古代民主制の特質を理解することが出来る。

かかる前提に立脚し、寡頭派的立場に偏していると言われている本作品を検討すると、我々是如何なるポリス市民像を描けるのであろうか。本稿の目的はこの点を二三の視点から論じ、かつて筆者が残した問題の一つ⁽¹⁰⁾に答えようとするものである。

注

- (1) 以下、本書を *Ap.*、作者を Ps. Xen. と省略する。
- (2) *Ap.* の制作年代については拙稿“伝クセノポン作『アテーナイ人の国制』の制作年代について”『西洋古典学研究』XXX (1982), p. 32-43 参照。
- (3) e. g. Müller-Strübing, H., *Ἀθηναίων πολιτεία. Die attische Schrift vom Staat der Athener, Philologus Suppl. Bd. IV. Heft 1* (1884) [Müller-Strübing] (以下、引用にあたっては最初に示された所の括弧内の略号に従う), p. 9-24; cf. Schmid-Stählin, *Geschichte der griechischen Literatur*, vol. I. 3, München 1940, p. 153-154.

- (4) e.g. Meiggs, R., *The Athenian Empire*, Oxford 1972 [Meiggs]; Fine, J. V. A., *The Ancient Greeks*, Cambridge, Massachusetts and London 1983 [Fine].
- (5) 勿論, Busolt, G., *Griechische Geschichte bis zur Schlacht bei Chaeroneia*, vol. III. 2, Gotha 1904 [Busolt GG], p. 614-615 の如く本書に鋭い分析力を認めた人もいた。
- (6) I. 1, 4, 5, 7, 8, 9, 10; II. 17, 19; III. 1。
- (7) e.g. I. 1, 6, 7, 8, 15, 16; II. 20; III. 1, 10, 12, 13. cf. III. 8。
- (8) I. 4, 6, 7, 11, 14, 15, 16; II. 1; III. 1, 3, 6, 7, 10, 12。
- (9) 拙稿 “伝クセノボン作『アテーナイ人の国制』の試訳前篇” 『史学』 vol. 51. part 1・2 (1981), vol. 52. part 1 (1982) の Ap. 第1章3節への㊥㊦を参照。以下, 拙稿の注釈部分を示す時には Ap. の章, 節の区分に応じて, I. 3 ㊥㊦の如くに記す。
- (10) 注(2)に引用した文献の43頁を参照。

1

『アテーナイ人の国制』の作者はアテーナイの民主制に賛同出来ない理由として, 当時の民主制が“良き人々”(οἱ χρηστοί)よりも“いやしき人々”(οἱ πονηροί)が良くやっている(ἄμυνον πράττειν)制度であることを冒頭部分に挙げている⁽¹⁾。まず, この“良き人々”や“いやしき人々”とは本書において如何なる社会的階層を指しているのか検討してみよう。

言うまでもなく, 語源的に πονηρός は“苦しみに満ちた, 無益な”に対して, χρηστός は“有益な, 価値ある”を意味し⁽²⁾, 本来は政治経済とは関係のない言葉であった。しかるに, およそ前 430 年頃から両語共に政治的社会的な意味を持つに至り, しかも相互に対立する概念として用いられて一般に“民衆”と“貴族”を意味する用語になった⁽³⁾。しかし, 社会的階層を示す語となった後にもしばしば“良い”, “悪い”との倫理的道德的な価値評価を込めて用いられ続け, 本書の作者も保守的な立場に立つ一人として貴族と民衆を呼ぶにあたり, 倫理的な価値判断を含めて χρηστοί, πονηροί を用いており, 民衆に対する皮肉や嘲弄が言外に示されていると考えられる⁽⁴⁾。我々はここで作者もまたギリシア人の思考の中で極めて重

要な役割を果たしている対概念を用いながら自己の議論を展開させているのに気付くであろう⁽⁵⁾。

だが、ここで検討すべきことは作者の対概念の用法の当否ではなく、彼が貴族と民衆を指すに用いている様々な用語の中で重点が奈辺に置かれているかということである。本書において民衆を中心とする国家は民主制(δημοκρατία)⁽⁶⁾あるいは民主主義国家(δημοκρατουμένη πόλις)⁽⁷⁾と呼ばれ、貴族を中心とする国家は寡頭制国家(ὀλιγαρχουμένη πόλις)⁽⁸⁾と呼ばれているが、各々の国家の支持階層を呼ぶにあたってはギリシア人が一般に用いている用語(例えば、民衆は ὁ ὄχλος, οἱ πολλοί, ὁ ἄλλος, 貴族は οἱ ἀγαθοί, οἱ βέλτιστοι, οἱ γενναῖοι)の外に様々な単語が用いられている。しかも、すでに述べた如くこれらの用語は時には政治的あるいは経済的な面に重点が置かれたり、時には倫理的・道徳的な価値評価が前面に出されたりしており、語義の陰影はまことに豊かである。例えば、上述の用語の他に、民衆は οἱ πονηροί, οἱ πένητες, οἱ δημοτικοί, μαινομένοι ἄνθρωποι, τὸ κάκιστον と呼ばれ、貴族は οἱ χρηστοί, οἱ πλούσιοι, οἱ δυνατώτατοι, τὸ βέλτιστον, οἱ δεξιότατοι, οἱ εὐδαίμονες そして οἱ δυνάμενοι と様々な呼称が用いられている。

作者は用語の確たる定義をせぬままになぜかくも多種多様な表現をしたのであろうか。作者にも読者にもあるいは聴衆⁽⁹⁾にも語義は自明であったのであろうか。文章の生硬さや議論の一貫性の欠如⁽¹⁰⁾は本書が古い作品なることを示すのか作者の未熟さに起因するのか、にわかに断定し難い。しかし、同語、同類語が繰り返し繰り返し用いられている事実⁽¹¹⁾を考慮するならば、後にアリストテレスが指摘しているような規則⁽¹²⁾を考慮して作者が同一のことを述べるにあたり単調さを避けるために言語表現を変えているとは考え難い。他方、同類語の繰り返しは、人を惑わす政治的・倫理的な用語の混乱でしかないとする見解もある⁽¹³⁾。またある人は、作者がどこまで語義を厳密に考えて多種多様の語を用いているのか定かでないと考えている⁽¹⁴⁾。これらの諸見解の当否についてはなお詳細かつ慎重な検討をまたねばなるまい。ここでは次の二点を確認しておくのみで十分で

あろう。

まず、政治的な意味合いを持つ語と倫理的なものの価値評価を示す語が重なり合っている点について言えば、古代ギリシアにおいてはホメーロス以来 ἀγαθόν, ἀρετή とか言った徳目は本質的に支配者階層に付随していたのであり、彼等支配者は同時に富者であったのである⁽¹⁵⁾。プラトンやアリストテレスを引用するまでもなく、かかる用法の混在は本書にのみみられる特徴ではないのである⁽¹⁶⁾。

第2に、前述の如く作者は様々の視点から各々の国制を支持する国民を表示しているが、結局は作者自身が本書の冒頭部分で明言している如くこれらの呼称は民主制対寡頭制と言う一對の概念に収束されると考えて良い⁽¹⁷⁾。では、この収束点から逆に様々な呼称が如何に用いられているか調べてみると何か結論が得られるであろうか。ここで、対にして用いられている市民の呼称を手掛りに検討してみよう。本著作を通して様々な呼称が対の形で用いられているのは次の26例である⁽¹⁸⁾。

1. I. 1, οἱ πονηροὶ ὡς οἱ χρηστοί.
2. 2, οἱ πένητες καὶ ὁ δῆμος ὡς οἱ γενναῖοι καὶ οἱ πλούσιοι.
3. ὁ δῆμος ὡς οἱ ὀπλίται καὶ οἱ γενναῖοι καὶ οἱ χρηστοί.
4. 3, ὁ δῆμος ὡς οἱ δυνατώτατοι.
5. 4, οἱ πονηροὶ καὶ πένητες καὶ δημοτικοὶ ὡς οἱ χρηστοί.
6. οἱ πένητες καὶ οἱ δημοτικοὶ καὶ οἱ χεῖρονες ὡς οἱ πλούσιοι καὶ οἱ χρηστοί.
7. οἱ πλούσιοι καὶ οἱ χρηστοὶ ὡς οἱ δημοτικοί.
8. 5, οἱ βέλτιστοι ὡς ὁ δῆμος.
9. 6, οἱ ὁμοῖοι σφίσιν αὐτοῖς (= οἱ χρηστοί) ὡς οἱ δημοτικοί.
10. 7, τούτου (ὁ πονηρός) ὡς ὁ χρηστός.
11. 9, οἱ χρηστοὶ ὡς οἱ πονηροί.
12. οἱ χρηστοὶ ὡς οἱ μακρόμενοι ἄνθρωποι.
13. 13, οἱ πλούσιοι ὡς ὁ δῆμος.
14. οἱ πλούσιοι ὡς ὁ δῆμος.

15. $\delta \delta\eta\mu\omicron\varsigma \curvearrowright \omicron\acute{\iota} \pi\lambda\omicron\upsilon\sigma\iota\omicron\iota.$
 16. 14, $\omicron\acute{\iota} \pi\lambda\omicron\upsilon\sigma\iota\omicron\iota \kappa\alpha\iota \chi\rho\eta\sigma\tau\omicron\iota \curvearrowright \delta \delta\eta\mu\omicron\varsigma.$
 17. $\omicron\acute{\iota} \chi\rho\eta\sigma\tau\omicron\iota \curvearrowright \omicron\acute{\iota} \pi\omicron\upsilon\eta\rho\omicron\iota.$
 18. II. 10, $\omicron\acute{\iota} \pi\lambda\omicron\upsilon\sigma\iota\omicron\iota \curvearrowright \delta \delta\eta\mu\omicron\varsigma.$
 19. $\delta \delta\chi\lambda\omicron\varsigma \curvearrowright \omicron\acute{\iota} \delta\lambda\acute{\iota}\gamma\omicron\iota \kappa\alpha\iota \omicron\acute{\iota} \epsilon\upsilon\delta\alpha\acute{\iota}\mu\omicron\upsilon\eta\varsigma.$
 20. 14, $\omicron\acute{\iota} \gamma\epsilon\omega\rho\gamma\omicron\upsilon\eta\tau\epsilon\varsigma \kappa\alpha\iota \omicron\acute{\iota} \pi\lambda\omicron\upsilon\sigma\iota\omicron\iota \curvearrowright \delta \delta\eta\mu\omicron\varsigma.$
 21. 17, $\delta \delta\eta\mu\omicron\varsigma \curvearrowright \omicron\acute{\iota} \omicron\lambda\acute{\iota}\gamma\omicron\iota \acute{\alpha}\nu\theta\rho\omega\pi\omicron\iota.$
 22. 18, $\delta \delta\eta\mu\omicron\varsigma, \tau\omicron \pi\lambda\acute{\eta}\theta\omicron\varsigma \curvearrowright \pi\lambda\omicron\upsilon\sigma\iota\omicron\varsigma \eta \gamma\epsilon\nu\nu\alpha\acute{\iota}\omicron\varsigma \eta \delta\upsilon\nu\acute{\alpha}\mu\epsilon\nu\omicron\varsigma.$
 23. 19, $\chi\rho\eta\sigma\tau\omicron\iota \curvearrowright \pi\omicron\upsilon\eta\rho\omicron\iota.$
 24. $\pi\omicron\upsilon\eta\rho\omicron\iota \curvearrowright \omicron\acute{\iota} \chi\rho\eta\sigma\tau\omicron\iota.$
 25. III. 10, $\tau\omicron \beta\acute{\epsilon}\lambda\tau\iota\sigma\tau\omicron\nu \curvearrowright \tau\omicron \kappa\acute{\alpha}\kappa\iota\sigma\tau\omicron\nu.$
 26. 11, $\omicron\acute{\iota} \beta\acute{\epsilon}\lambda\tau\iota\sigma\tau\omicron\iota \curvearrowright \delta \delta\eta\mu\omicron\varsigma.$

以上の僅かな用例は何らかの数量的な結論を引き出すには余りにも少ないかも知れない。確かに、個々の単語の用例はやはり $\delta\eta\mu\omicron\varsigma$ が一番多く、続いて $\chi\rho\eta\sigma\tau\omicron\iota$, $\pi\lambda\omicron\upsilon\sigma\iota\omicron\iota$, $\pi\omicron\upsilon\eta\rho\omicron\iota$ が並ぶが、ここには何らかの特徴ある傾向は認められない。

しかるに、単に個々の用例の多寡ではなく、作者が民衆と貴族を表わすにあたり如何なる視点からこれらの用語を対にして用いているかを考えてみると顕著な傾向が認められる。作者が経済的とりわけ貧富の対立から見ている時(A)、党派の人数の多寡により民衆対寡頭派を考えている時(B)ならびに第3に倫理的な善悪の視点から単語を選択している場合(C)の3種に分類して図表すると以下の通りになる。○印は用例の分類所属を示し、△印は富者対貧者の如く内容自体も対になっている用例を示す。なお、 $\delta\eta\mu\omicron\varsigma$ の如く外延の極めて広い語は対象外とする⁽¹⁹⁾。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	合計		
A		○ △			○	○	○ △	○						○	○	○	○		○		○	○						12 (2)	
B																			○		○	○						3 (0)	
C	○ △	○	○			○ △	○	○	○	○	○	○ △	○	○				○	○ △	○			○	○	○ △	○ △	○ △	○ △	19 (8)

本表を一見すれば解るように、作者は *ὀλίγοι*, *ὄχλος*, *πλήθος* など分類 B にあたる数の多寡が基にある用語はほとんど用いていない⁽²⁰⁾。*οἱ ὀλίγοι ἄνθρωποι* なる用法はあるが、*οἱ ὀλίγοι* は 2 章 10 節に一度用いられているのみである。ところが、貧富の差ならびに倫理的な側面からの用語は圧倒的に多い。

従って、本書は民主制批判の書ではあるが、作者の思想の根底には民主制に対する倫理的な視点からの批判⁽²¹⁾と、民主制を貧者の支配する国制とみなすのに対して富者の支配する体制を寡頭制とみなす経済的な発想があると言える⁽²²⁾。ところで、政治の原点を貧富の対立とする発想は古代ギリシア人に深く根差していた⁽²³⁾。従って、本書が寡頭派の一人の著わしたものであるとしても、この作品を当時のギリシア人に一般的な政治観の枠から大きく乖離した特殊な叙述と見るべき理由はないと考えても誤りはないであろう。

然らば、我々は本書の民主制批判を検討することによって当時の民主制の実態は何か、民衆は国家に何を求め、如何に行動していたかを理解する手掛りを得られよう。よって、次に作者が弾劾するところの“貴族よりも民衆が良くやっている”実態とは何であるかを考察することにしよう。

注

(1) I. 1.

(2) Frisk, H., *Griechisches Ethymologisches Wörterbuch*, Heidelberg 1960—1972, *sv.* *πένομαι*, *χρή*.

(3) Neil, R. A. (ed.), *The Knights of Aristophanes*, Cambridge 1901 (repr. Hildesheim 1966) [Neil], p. 206—207.

(4) I. 4, 9, 14 などはその最たる例であろう。また, Neil p. 207 参照。

(5) Finley, J. H., “The origins of Thucydides’ style”, *Harvard Studies in Classical Philology* [HSCP], vol. L (1939), p. 35—84.

(6) この語は I. 4 に初出する。

(7) II. 20.

(8) II. 17. *ὁ δῆμος* や *οἱ ὀλίγοι* は以前から用いられているが本書には *ὀλεγα-*

- ρχία* なる単語は用いられていない。しかし、作者は *δημοκρατία* に対立する国制としての寡頭制国家を明瞭に意識していたらしくこの17節は重要な箇所である。cf. Hdt. III. 80—83, VI. 43. 3; Plu. Per. XI. 3; Th. III. 62. 3 (以下、古典の作者、作品名は Liddell-Scott-Jones, *A Greek-English Lexicon* (9 ed.) の略号を原則として用いる)。
- (9) 本書を Müller-Strübing p. 71 は演説の草稿と考え、Kalinka, E., *Die pseudoxenophontische ΑΘΗΝΑΙΩΝ ΠΟΛΙΤΕΙΑ*, *Einleitung, Übersetzung Erklärung*, Berlin 1913 [Kalinka], p. 30, 55 f. は即興演説とみなしている。
- (10) Kalinka p. 55 f.。
- (11) Gomme, A. W., “The old oligarch”, *Athenian Studies presented to William Scott Ferguson (HSCP, Suppl. 1 (1940))* [Gomme], p. 233-235.
- (12) Arist. Rh. III. 12. 2. 1413 b 17-22.
- (13) Gomme p. 223.
- (14) Bowersock, G. W., *Pseudo-Xenophon Constitution of the Athenians* (Loeb Classical Library, *Xenophon VII. Scripta Minora*, London 1971) [Bowersock], p. 469-470.
- (15) Adkins, A. W. H., *Merit and Responsibility*, Oxford 1960, p. 32-33.
- (16) Whibley, L., *Greek Oligarchies*, London 1896 (repr. Chicago 1975) [Whibley], 特に第1章参照。
- (17) I. 1, 4, 5; III. 10. cf. マックス・ウェーバー, 『古代社会経済史』(渡辺, 弓削共訳), 東京 1963 (4ed.), p. 229.
- (18) テキストは Bowersock による。
- (19) *δημος* なる語の多義性については Newman, W. L., *The Politics of Aristotle* (4 vols., Oxford 1887-1902, repr. New York 1973), vol. IV. p. 332; G. E. M. ドゥ=サント=クロワ “アテナイ帝国の性格” 第3章 (馬場恵二訳, 『西洋古代史論集』II. 東京 1975, p. 197-207) [Ste Croix] 参照。
- (20) Arist. Pol. IV. 4. 1290 a 40-1290 b 3, *μᾶλλον τοίνυν λεκτέον ὅτι δημος μὲν ἐστὶν ὅταν οἱ ἐλεύθεροι κύριοι ὦσιν, ὀλιγαρχία δ' ὅταν οἱ πλούσιοι, ἀλλὰ συμβάνει τοὺς μὲν πολλοὺς εἶναι, τοὺς δ' ὀλίγους* なる定義が思い出される。cf. 1290 b 17-20.
- (21) I. 5, 7, 9; II. 19, 20; II. 10. では作者は如何なる徳の観念を保持していたのであろうか。ここで詳細に論じる余裕はないが一言だけ述べておくと、貴族の徳は民衆にとっては害悪であると論じている箇所 (II. 19) から解かる如く、後のプラトンのように徳が客観的な存在として考えられていたのではないことは確実である。
- (22) I. 5; III. 10. cf. Ste Croix p. 201 注 171.

- (23) この点、Finley, M. I., *Politics in the Ancient World*, Cambridge 1983 [Finley] が鋭い分析をしている。特に第1章を参照。本稿も本書による所が多い。cf. Wolff, H., “Die Opposition gegen die radikale Demokratie in Athen bis zum Jahre 411 v. Chr.”, *Zeitschrift für Papyrologie und Epigraphik*, vol. 36 (1979), p. 285-286。具体例としては、Th. V. 82.2; I. 24.5; III. 72.2; IV. 66.3; I. 115.5; VIII. 21, 73.2; III. 27.2; 39.6等を参照。

2

民主制下のアテナイでは“貴族よりも民衆が良くやっている”という作者の批判の骨子は、国家によって多数の民衆が扶養されている点にある。彼によると、当時の民衆は多種多様な経済的恩恵を国家から受けていた。まず、民衆は抽選や挙手による選出によって、少数の例外はあったが殆ど総ての官職に就任出来た。彼等はとりわけ日当が支給されたり家計のうるおいになる役職には競って就いた⁽¹⁾。また、富裕者は合唱隊奉仕、体育奉仕、三段櫓船奉仕⁽²⁾などの任にあたって多額の出費を負わされる⁽³⁾一方で、民衆はこれら個々の奉仕に係る様々の仕事⁽⁴⁾に従事して収入を得ており、作者の表現を借りれば“歌ったり、走ったり、踊ったり、船に乗って航海して金を得るのが当たり前だと思っている⁽⁵⁾”のである。また、富裕者が体育場、浴室、更衣室などを個人で所有しているのに対して経済的に余裕のない民衆は国費で設立したその種の施設を貴族よりはるかに利用、享受していた⁽⁶⁾。さらに注目すべきは、宗教行事たる祭りや犠牲の儀式は国費をもって挙行されるべきだというのが彼等の考えであったが、これとても諸行事の宗教性が云々されるのではなく、自分達が饗宴に列席して犠牲獣の肉の分け前に与かるという物的利益を獲得するのが彼等の関心事であったのである⁽⁷⁾。

ところで、民衆はかかる物的利益の享受を日当や犠牲儀式への参列というように、いわば内から得ていたのみならず、外からの多大の恩恵にも浴していた。すなわち、アテナイの民衆はデロス同盟の覇者として直接、間接に広汎な領域から種々の利益を収奪⁽⁸⁾していた。彼等は同盟諸国内の

貴族を追放しその財産を没収した⁽⁹⁾ばかりではない。デロス同盟の掌握に重要な機能を果たした同盟国の裁判一の部はアテナイで実施され、民衆は陪審者として日当を得るばかりか⁽¹⁰⁾、さらにアテナイに赴いた訴訟関係者に宿を貸したり、馬匹を賃貸して利益を得たのである⁽¹¹⁾。しかも、裁判では正義を云々するよりもアテナイ民衆の利益確保を優先した⁽¹²⁾。裁判実施にあたり賄賂が現実には如何程横行していたかはっきりしていないが⁽¹³⁾、周知の如くアテナイ市民の賄賂好きは喜劇の恰好の主題であった⁽¹⁴⁾。本書も当時アテナイの政務の多くが金で動いていた事実を認めている⁽¹⁵⁾。

さらに、民衆は陸軍国にはない利点⁽¹⁶⁾を巧みに利用しながらデロス同盟諸国に対して圧力をかけたり、禁令や経済的制裁を課して諸国が産出する様々な奢侈品や珍味類を自分のものにしていた。この点、本書を引用してみよう。

“たとえある国が造船用木材に富んでいようと海の支配者の同意を得ずしてどこへ売却出来ようか。また、ある国が鉄なり銅なり亜麻なりを豊富に産出するとしても、海の支配者の同意なくしてどこへ売却出来ようか”⁽¹⁷⁾。

“なぜならば、何らかの輸入や輸出を必要としない国家は一つとして存在しないからである。ところで、海の支配者に服従しない限りこれら〔輸出入〕は国家にとって不可能であろう”⁽¹⁸⁾。

“海の支配故に〔アテナイ人は〕様々な他国と交流することで様々な贅沢三昧を発見した。シシリー、イタリア、キプロス、エジプト、リュディア、ポントス、ペロポネソスあるいは他の国々の奢侈品、珍味の類のいずれもが凡て海の支配のおかげで一国に集中した”⁽¹⁹⁾。

かかる記述からアテナイは木材、鉄、銅など軍事的経済的に重要な産物⁽²⁰⁾を海上支配にものを言わせて自由に利用していたことが窺える⁽²¹⁾。こうしてアテナイはその海軍力によって諸国を支配し、富を手中に収めていたのである⁽²²⁾。ところで、かかる外からの利益をもたらす海軍の主力は民衆であった。彼等は艦船の操縦者であり漕手であって、舵取り、甲

板長，副甲板長，見張人，船大工として活躍しており，民衆こそ国力を充実させる人々なのであった⁽²³⁾。そして，この力故に民衆は内政においても実権を掌握し，民会，評議会，裁判所を通じて政治的にも司法的にも文字通り国家の主人として振舞っていた⁽²⁴⁾。しかも，彼等は自己の利益を第一に考慮しながら評議しかつ法を定めるのであって，あるべき善き国制を希求して政治を行っているわけではない。彼等はただ自己の自由を確保し，権勢を発揮するために国政を司ったのである⁽²⁵⁾。だが作者はかかる民主制の実態に対して単純に反対しているのではない。むしろ，彼は，何人にも自己の利益追求は容認されるべきだという態度をとっている⁽²⁶⁾。

以上，我々は民衆と国家の關係に焦点を合わせながら本書の論点を概観して来た。作者は民衆が国政の実権を掌握している当時の民主制下において彼等が内政で追求した利益と，アテーナイが対外的に求めた利益は民衆を軸として不可分に結合していること，ならびに法とはいわば支配者の利益を確保する手段にすぎないことを明瞭に描き出している。けだし，作者が慧眼の持主たることを示す卓見と言わねばなるまい。本書を繙くことによって人は民主制国家アテーナイでは民衆が国内で求めていた利益がまさしく外交政策の基本をも左右していた事実，言い換えればアテーナイの政治，経済，外交，司法，軍事の多岐にわたる分野が民衆の利益を核にして動いていた実態を如実に理解出来るのである。勿論，かかる全体像がどこまで正当かは本書の史料としての信憑性につながる問題である。繰り返す述べるが，本書の作者には確かに寡頭派的反民主制的な傾向が認められる。例えば，貴族の特質を公正，善，叡知とするに対して民衆のそれは不正，悪，無知とする評価⁽²⁷⁾はまさしく作者の立場を表明していると考えられてよい。また，アテーナイのメトイコイや奴隸の自由な振舞を評して，もしアテーナイで奴隸を打擲することが禁止されていなかったならば人は自由人をも奴隸と見誤って殴ったかも知れないとの指摘は⁽²⁸⁾，真実奴隸の容貌や衣服が自由人のそれらと何んら劣らなかったとしても，皮肉に重点があったと考えて良い⁽²⁹⁾。

かかる悪意や誇張が本書に散見される事実は否めない。しかし，我々が

心に留め置かねばならないのは、誇張は誇張としても、作者が必ずしも反民主制一辺倒になって本書を著わしているわけではないということである。作者の記述をそのまま鵜呑にせず、当時の状況が正確に本書に映し出されているとするのは明らかに誤りであろう。しかしだからと言って彼の記述を偏見として凡て斥け、その記述の背後にある真相を読み取ろうと試みないのも同じく誤った見方と見做されるべきであろう。作者の筆先は当時の社会の多岐多面に及び、かつそれは極めて錯綜した描写を生み出している。個々の事柄に関する厳密な検討は、記述内容の曖昧さと史料不足が相俟って容易に行い難い⁽³⁰⁾。しかしながら、年代的に少し幅を持たせて他の様々の史料を参照してみるならば、本書の記述が一つの政治的な偏見に終始しているとは考え難い。むしろ、他の多くの史料から引き出される全体像と大枠では一致する所が多いように筆者には思われる。よって、次に本書に描かれているアテナイの民主制国家像が他の史料との比較検討によってどこまで再認出来るかを示したい。

注

- (1) I. 2, 3.
- (2) これらの諸奉仕については I. 13 ㊥㊦—㊧を参照。
- (3) 諸奉仕の内、とりわけ三段櫓船奉仕には多額の出費を要した。I. 13 ㊥㊦ならびに Davies, J. K., *Athenian Propertied Families 600-300 B. C.*, Oxford 1971 [*Davies*], p. XX f. 参照。
- (4) I. 13 ㊥㊦。
- (5) I. 13.
- (6) II. 10 ならびに II. 10 ㊥㊦—㊧参照。
- (7) II. 9; III. 2; Plu. Per. XI. 4.
- (8) e. g. I. 14, 15, 16.
- (9) I. 14.
- (10) I. 16, 17, 18.
- (11) I. 17.
- (12) I. 13.
- (13) III. 7. cf. III. 3. Bonner, R. J.-Smith, G., *The Administration of Justice from Homer to Aristotle*, vol. 2 1930 (repr. 1968), p. 295-296 はアテナイの司法では賄賂は効果なかったと否定しており Finley p. 83-84

も裁判での賄賂の可能性については懐疑的である。しかし、Harrison, A. R. W., *The Law of Athens, Procedure*, Oxford 1971, p. 240 は賄賂の事実を認めている。勿論、他の分野での贈収賂は Finley p. 83 も認めている。ポリス世界におけるすぐれた政治家とみなされているエピアルテス (Arist. *Ath.* XXV. 1), ペリクレス (Th. II. 65. 8; Plu. *Per.* XXXIX. 2), アリストイデース (Plu. *Arist.* IV, V, VI, VII) 等は皆清廉潔白の士の名が高い。また、アテナイにおける賄賂の問題については Jones, A. H. M., *Athenian Democracy*, Oxford 1957 (repr. 1960) [Jones], p. 128-129 参照。

(14) III. 3 ㊥③。

(15) III. 3, 7。

(16) 例えば、飢饉の危険に曝されることがなく (II. 6), 敵地を容易に蹂躪出来 (II. 4), 遠く敵地に遠征出来 (II. 5), さらに敵国の連合を阻止出来 (II. 2), 奇襲を容易に行なえる (II. 4, 13) などと言ったことである。本論ではアテナイの軍事的な側面の問題は省略せざるを得ないが、本書には海軍国の持つ作戦上の利点の指摘や陸軍の軽視等不思議とツキディデスの記述との類似点が多い。トゥーキュディデス『戦史』(久保正彰訳) 岩波文庫, 東京 1966-1967 [久保], 上巻 p. 69 注12参照。また *Ap.* と『戦史』との相異, 類似については Starr, C. G., "Thucydides on sea power", *Mnemosyne* XXXI (1968), p. 343-350 参照。

(17) II. 11。

(18) II. 3. cf. II. 12; Th. I. 120, 2。

(19) II. 7。また, II. 7 ㊥①, ⑤, ⑧参照。

(20) II. 11㊥⑧。

(21) 木材については Meiggs, R., *Trees and Timber in the Ancient Mediterranean World*, Oxford 1982, 参照。

(22) II. 11. τῶν Ἑλλήνων καὶ τῶν βαρβάρων の gen. の用法については II. 11 ㊥②, ③参照。なお, 本書には征服や戦争, 支配ということに対する批判の眼は欠けている。この点, Finley p. 113-114 の示唆に富む指摘を参照。また, ここでは作者の視点はやや異なってくるが, Th. III. 82-84 も参照。

(23) I. 2 および I. 2 ㊥②—⑫。

(24) I. 2, 4, 6。

(25) I. 8, 9。

(26) II. 20; III. 1, 10。

(27) I. 5, 7, 9。

(28) I. 10 ㊥④。

(29) I. 10 ㊥④, ⑤, ⑦。

(30) この辺の分析は至難の業を要求される。Treu, M., " 'Αθηναίων Πολιτεία',

3

まず第1に、民衆が日当⁽¹⁾や公共奉仕等を通じていわば国家によって援助、扶養されるという民主制国家像について考察したい。かかる国家形態への批判はとくに本書に限られるわけではなく、後世多くの人々が同様な見解を述べている。プラトンの『ゴルギアス』⁽²⁾でソクラテスは公務への日当制度を導入したペリクレスをアテーナイ人を堕落させた張本人として指弾している。アリストテレスもペリクレスの定めた制度を批判的に記述するだけではなく⁽³⁾、一般的に公務に対する日当支払を不都合と考えている⁽⁴⁾。ソクラテス（又はプラトン）の批判は抽象的な倫理的批判にすぎないが、アリストテレスの記述は本論の考察上重要な手掛りを与えられるのでここに全文を引用しよう。

“(三)またペリクレスははじめて陪審者に給料を出すこととしたが、これはキモンの富に対抗して民心を得んがためであった。何となればキモンは王者のごとき富を擁し、まず公共奉仕を華々しく勤め、次いで自分の区の人々を大勢養っていた。すなわちラキアダイ区民の誰でも欲する者は毎日彼の許に赴いて相当な給養を受けることができたし、更にキモンの所有地はみな囲いがなく、誰でも希望者は果実を享受することができるようになっていた。(四)この気前の良さに対してペリクレスは財力の点で劣っていたのでオイエ区の人ダモニデスの忠言に従った（この人はペリクレスの多くの政策の発案者であると考えられていたし、事実そのために後にオストラキスモスに遭った）。すなわち私財の点では彼は敗れたから大衆に大衆自身のものを与えよと教えられ、陪審者への手当を定めたのであった。その結果常にしかるべき人々よりもむしろ凡俗な人間がこれに選ばれようと熱心に籤を抽くので悪くなったと非難する人もある”⁽⁵⁾。

本文を手掛りに日当および公共奉仕と富裕者の気前良さについて考えてみよう。まず、後者から始めてみたい。ペリクレスの家もまた名門かつ富裕ではあったが⁽⁶⁾、キモンは彼に勝る富を持っていた。使うために富を得、それを人から尊敬を得るために使ったキモン⁽⁷⁾は富豪として有名であり⁽⁸⁾、自己の富を市民に気前良く提供して人心を掴み、政治を支配する政治家像の典型がここに示されていると言ってよい⁽⁹⁾。だが、かかる特質はキモンにのみ認められるものではない。古くはペインストラトスも自己の財産を市民に開放していたと伝えられているし⁽¹⁰⁾、前5世紀ではキモンの他にテミストクレスやペリクレス⁽¹¹⁾、さらにはアルキビアデース、ニーキアースが挙げられよう。ツキディデスによると⁽¹²⁾、アルキビアデースはオリュムピアの戦車競技に優勝して国威発揚に貢献したことや、合唱隊奉仕などの公共奉仕に財産を惜しまず費したことを自分が軍隊の指揮権を握ることの正当性の理由の一つに挙げたと言われている。対するニーキアースは徳性や弁論力ではペリクレスに劣っていたものの、ペリクレスに勝る財力に物を言わせて演劇や競技会を華美に行なったり、神殿に豪華な奉納物を捧げたりして人心を引き付けたと言われている⁽¹³⁾。また、本書より少し後に著わされたと思われるアンティポンの作品で⁽¹⁴⁾、ある被告は裁判の席上で次のように述べて自己弁明している。

“だが、これまでの私の行いを見れば、私は陰謀者でもないし、自分のものでない物を掠め取る者でもなく、むしろ告訴者達とは逆にこれまでしばしば多額の財産税を払って来たし、たびたび三段櫓船奉仕を務めたり、気前良く合唱隊奉仕を務めたし、多数の人々に金を用立ててあげたし、多数の人々のために巨額の担保を払ってやっており、私の財産は決して人と裁きを争って貯えたものでもなく、額に汗水流して、貯えたのであって、神々に犠牲を捧げることを好み、かつ法には従順な人間であることを諸君はわかって下さるであろう”⁽¹⁵⁾。

まことに、富裕者の気前良さは民衆の好意を得るには恰好の手段であったのである⁽¹⁶⁾。そしてかかる富裕な貴族の気前良さがポリス社会においては民主制の発展と共に様々の公共奉仕や日当という型態をとって国家制

度の一つに組込まれていき⁽¹⁷⁾、他方、民衆は富者の恩恵に与かると共に本書に伝えられる如く、祭りや犠牲の儀式に参列したり、公共奉仕に従事して物的な利益を獲得するようになったと思われる。因に、かかる民主制の実態はその後の公共奉仕の増加にも反映していると考えられ、前4世紀には祭典に限定しても少なくとも年に97種、パンアテーナイアの大祭のある年には実に117種にも及んだのである⁽¹⁸⁾。勿論、これらの公共奉仕は富者にとっては名誉かつ自慢の種でもあったが⁽¹⁹⁾、同時に巨額の出費を強いられたのは確かであり⁽²⁰⁾、民主制下の民衆は多かれ少なかれこれらの制度により扶養されていた事実は否めまい。

ところで、本書では公共奉仕の目的は民衆が金を儲け、貴族が貧しくなるためである⁽²¹⁾とプラトンと揆を一にした非難⁽²²⁾がなされている。かかる本書の批判の当否はにわかに決め難いが、ここには多分に作者の皮肉、揶揄が込められていると考えて良からう。確かに公共奉仕が過度におこなわれると寡頭派の反動が生じるとアリストテレスも述べている如く⁽²³⁾、公共奉仕制度は富裕者にかなりの経済的な負担を負わせたし、かつまたアテーナイの民衆は富裕者から多大の利益を得ていた。しかしながら、同じくアリストテレスが述べている如く⁽²⁴⁾、寡頭制の国家でも国制が存続するためには、金目を惜しまぬ犠牲を捧げたり、何らかの公共建築物を造営したりして、民衆が饗応に与かったり、国家が奉納物や建築物によって飾られるのを見て民衆が喜ぶような政策が必要であったのである。国民の支持を広く得るためには国制の如何を問わず国民に何らかの物的利益を与える必要があったことを考慮すれば、公共奉仕の目的は富裕者の貧困化にあったとする記述は皮肉と考えるのが妥当であろう。さらに、本書を注意して読むと、民衆は日当など収入が得られる官職には熱心に就こうとするが、重要な官職には就こうとはせず、むしろ貴族達にそれを任かせていることに人は気付くであろう⁽²⁵⁾。従って、民衆は富裕者である貴族から富を引き出そうとはするものの、貴族を経済的に弱体化することが民主制に有利であると考えていたとは思われない⁽²⁶⁾。民衆と貴族の対立が存在していたとしても両者はポリスの市民である点では共通であって、外国人や

奴隷に対してはいわば特権階級として一つの階層をなしていたと考えられるべきであろう⁽²⁷⁾。

民衆を扶養していく古代民主制国家の特質はさらに祭典や犠牲の儀式にも明瞭に認められる。エレウシウスの秘儀の如くかなり宗教性の強いものもあったが⁽²⁸⁾、一般に祭典や犠牲の式は単に祈禱⁽²⁹⁾のような宗教的行為に終始した狭義のハレの場ではなかった。先に引用した⁽³⁰⁾ アリストテレスも述べている如く、犠牲は国家を安定させる重要な一手段であった。なぜならば、本書も伝える如く犠牲は民衆の食事の場として彼等の生活の中で重要な比重を占めていたからである。この点は喜劇でしばしば皮肉られている通りである。民衆は祈りの後にスープを飲んだり⁽³¹⁾、犠牲獣の肉を食べるのを楽しみにしていた⁽³²⁾。アパトゥリア祭ではソーセージも食べることが出来た⁽³³⁾。貧しい老人はテーセウス祭にほんの僅かの大麦ガユをパンですくって食べることに無上の幸福を感じた⁽³⁴⁾。犠牲に供える動物はまるまる太っていた⁽³⁵⁾。民衆が式の後に分配される肉を競って食べるので、神々は人間どもがみな食べてしまうと苦情を言い立てるありさまであった⁽³⁶⁾。ふだん余り肉食が出来なかった民衆にとって犠牲はまたとない絶好の機会であった⁽³⁷⁾。ボイオティアからウナギが輸入出来なくなると、人々は捧げるべき供物の不足を嘆いたのではなく自分達がウナギを食べられないのに不平を鳴らしたのである⁽³⁸⁾。犠牲では食べることに、献酒では飲むことが彼等の最大の関心事であり⁽³⁹⁾、まさに国家が国費でもってしばしば犠牲を捧げ、民衆が饗宴に列席して犠牲の分前に与かったのである⁽⁴⁰⁾。我々の感覚に基づいて当時の聖と俗を峻別してはならない。

祭に続いて次に日当制度を考察してみよう。アリストテレスはペリクレスが定めた陪審者への日当支払は“大衆に大衆自身のものを与える”ことにあったと伝えている⁽⁴¹⁾。この奇妙な表現は何を意味するのであろうか。ここで注目すべきはポリスの余剰収入を全市民に分配する古来からの慣習である。ヘロドトスの伝承によるとシブノス人は銀山の収入を毎年市民に分配していた⁽⁴²⁾。テミストクレスがラウレイオン銀山の収入を市民の間に分配するのを阻止して艦隊を建造した話は余りにも有名である⁽⁴³⁾。か

かる古来の慣習⁽⁴⁴⁾が民主制の確立と平行して制度化されていき、そもそも国家は国民を扶養すべきとの考えに発展していったとしても不思議はない⁽⁴⁵⁾。残念ながらこの組織化がいつ、如何なる過程を経て生じたかは詳らかでない⁽⁴⁶⁾。ただ重要なのは、ペルシア戦争以前のアテナイでは国務の遂行は無償という原則に則り、兵士への日当支払は恐らくはなく、同様に市民も義務として民会に出席したり、陪審者として勤務することが期待されていた点である⁽⁴⁷⁾。ところで、陪審者への日当支払制度の開始年代は定かでないが、凡ての伝承は本制度の導入者としてペリクレスの名を挙げている⁽⁴⁸⁾。従って、アリストテレスが伝えるペリクレスの日当制度の導入は時代を画する重要な変化をもたらした出来事と考えられ⁽⁴⁹⁾、この頃から扶養国家としての民主制が大きく歩み出したとみて大過ないのではなかろうか。こうした事を考えれば、本書にみられる同盟諸国内の貴族の財産没収⁽⁵⁰⁾も単なる皮肉あるいは誇大な表現とするよりも、Latte が論じている如く⁽⁵¹⁾、国有財産を市民に分配する古来からの慣習が反映していると考えるのがより妥当であろう。

では、本書が執筆されたと推定されるペロポネソス戦争の初期⁽⁵²⁾に、民衆は様々の政務に就くことによって家計の総収入の内の何パーセントをその日当から得ていたのであろうか。この点も残念ながら史料不足のために不詳なので、今後の慎重かつ綿密な考証に俟たねばならない⁽⁵³⁾。ここでは差し当り一言だけ述べておこう。Rhodes によると⁽⁵⁴⁾陪審者への日当は2オボロスで、前420年代にクレオンによって3オボロスに引き上げられた。他方、前409—407年のエレクトイオン建立に関する碑文によると⁽⁵⁵⁾基準給として、メトイコイ、市民、奴隷の差別なく一率に1日1ドラクマの賃金が支払われている。この金額は Busolt によると生活を維持するのに十分な額であった⁽⁵⁶⁾。この二つの史料の伝える金額の相違が何を意味するかは、両者の15年以上の歳月の差ならびにこの間の物価上昇率が不明でありかつ両者の支給額は一方は賃金であり他方は市民の公務への日当と性質が異なるために簡単に云々出来ない。喜劇の伝える所によれば前422年頃1日3オボロスの収入は僅かなものでしかなかった⁽⁵⁷⁾。だが、アリ

ストパネスの『蜂』による⁽⁵⁸⁾とかかる日当を得るに汲々としていたのは働き盛りの人ではなく、老人が多かったようで、この点は無視してはならないであろう⁽⁵⁹⁾。確かに貧民がすべて日当に依存して生活していたと考えるのは行きすぎがあるように思える⁽⁶⁰⁾。しかし、アテーナイの政治を考える時に、日当制度は Finley の述べる如く⁽⁶¹⁾に政治的にも経済的にも意義あったと考えるのが妥当な線であろう⁽⁶²⁾。

かかる前提に立てばこそ前 411 年の政変⁽⁶³⁾の際に官職への日当を制限したりして従来の民主制に真向から反対しようとした保守派の政策を我々は理解出来るのではなからうか。民主制の復活と共に日当制度もまもなく復活し前 4 世紀になると制度は一層拡充されていくのである⁽⁶⁴⁾。

日当制度は民主制の下での市民に経済的な援助を約束し、彼等が市民として参政する機会をより多く与えるという政治・経済の両面の目的に適う役割を果たしていたと考えてよい。それ故に、民主制を批判するにあたっては本書の作者を含めて寡頭派の人々は、日当制度を恰好の主題として取り上げて民主制のよって立つ理論とそれに基づく現実の国家体制を批判の俎上にあげたのではなからうか⁽⁶⁵⁾。さらにまた、このように考えればこそ、我々はプルタルコスの伝える日当の獲得や神殿建築などの公共事業から利益を得るのに汲々たるポリス市民像と⁽⁶⁶⁾、ツキディデスの伝えるペリクレスの語る“ギリシアが追うべき理想の顕現⁽⁶⁷⁾”たるアテーナイの繁栄⁽⁶⁸⁾を同時に理解出来るのである。

以上から、本書の伝える民衆扶養的な民主制国家像には多分に誇張や皮肉が込められてはいるが、その描写の裏に当時の国家の明確な実態が存在するのを我々は見て取ることが出来る。その記述内容はツキディデス、アリストパネスらの伝える民主制像と本質的に乖離することなく、後のプラトンやアリストテレスはかかる“国家”を念頭に置きつつ貧民の支配する民主制国家像を描いたと考えられるのである⁽⁶⁹⁾。

我々はこれまで公共奉仕、祭事ならびに日当制度と内政面を中心に論じて来た。次に、外交面に目を向けて、民衆扶養国家たるアテーナイが対外的にはデロス同盟の覇権により多大の利益を得ていたとの本書の指摘の当

否を検討してみたい。

本書によると、アテナイでは海軍力の発展が民主制をより堅固にしたのであって両者は不可分の関係にある。その理由は、海軍の担手は民衆であり、重装歩兵たる名門の人々や貴族達以上に彼等は国力を充実させたということにある⁽⁷⁰⁾。そして、前述の如く民衆はこの力を背景に様々の権利、恩恵を享受した。ところで、この力は二つの結果を生み出した。内においてはエウノミア（*eunomia*、良き国制）のもとで貴族に隷従するよりもカコノミア（*kakonomia*、悪しき国制）のもとで、民衆は自ら支配者となって自由な体制を作り上げ、自己の利益を確保する⁽⁷¹⁾一方で、外に対しては、自己の利益を獲得するべくデロス同盟支配と言う外交路線を採用した⁽⁷²⁾。

かかる本書の主張の内、まず後者たるデロス同盟支配について考えてみよう。アテナイの海軍は良く訓練されているので有名であった⁽⁷³⁾。この海軍の原動力である船の漕手たる民衆の活躍に民主制の発展に関連付ける発想は本書のみならず古代ギリシア世界に流布していた常識とも言える一般見解であった⁽⁷⁴⁾から、ここに改めて論じる必要はあるまい⁽⁷⁵⁾。さらに、三段櫓船の漕手が如何なる階層から補充されていたか、今もって通説は確立してはいないが、前5世紀にあっては民衆が重要な役割を果たしたことは明らかであり⁽⁷⁶⁾、この点でも本書の見解は誤っていないことがわかる。さらに、海軍力を通じての同盟国支配と言う図式についてはどうであろうか。残念ながら本書は具体的な事件や年代に全く言及していないので、この点確証する術は無い。だが、本書の執筆年代をペロポネソス戦争初期と考えると⁽⁷⁷⁾、多少の年代の幅を認めて史料を検討することが許されるならば、我々は様々の史料から本書の記述と符合の一致する傍証あるいは状況証拠と言えものに事欠くことはない。

まず、同盟諸国へのアテナイの政治的、司法的な干渉⁽⁷⁸⁾についてはツキディデスが「五十年史」で大枠を伝えている⁽⁷⁹⁾。この他に、ツキディデスは沈黙して何も伝えていないが、エリュトラ⁽⁸⁰⁾、ミレトス⁽⁸¹⁾、コロポン⁽⁸²⁾に対してもアテナイが干渉していた事実を碑文から我々は知

ることが出来る。ここでこれらの碑文の諸問題を逐一論じる暇はないが、アテナイが視察官（ἐπίσκοπος）や司令長官（φρούραρχος）を派遣して反乱国の政治に介入したり、治安維持に尽力したり、権益代表（πρόξενος）を同盟諸国内に設けて反乱防止や情報収集の任にあたせたりしたことがこれらの碑文から知られている⁽⁸³⁾。本書は具体的な役職名を挙げていないが、同盟諸国に数多くの役人が派遣された旨を伝えている⁽⁸⁴⁾。アリストテレスによると国外に派遣された役人は毎年 700 人にもおよんだ⁽⁸⁵⁾。さらに司法面でもアテナイは様々の干渉を加えており、本書によると裁判の一部は各同盟国内で行なわれたが⁽⁸⁶⁾、一部はアテナイで実施されていた⁽⁸⁷⁾。この点も本稿では前446/5年のカルキス法令を例示するに止め⁽⁸⁸⁾、史料の網羅的な検討は割愛せざるを得ない⁽⁸⁹⁾。勿論、同盟国がアテナイ民衆の奴隷になったとの本書の記述⁽⁹⁰⁾は誇張であるとしても、アテナイが諸国に様々な干渉を加えた事実は大旨本書の伝えている通りであったと判断してよからう。そして、この干渉を実施するにあたって、司法的には民衆が陪審員として実権を握っており軍事的には民衆を中核とする海軍が重要な任務を遂行したのであり⁽⁹¹⁾、この点は後にアリストテレスの指摘する通りである⁽⁹²⁾。

次に、アテナイは同盟国支配により多くの経済的利益を直接、間接に受けていたとの本書の記述⁽⁹³⁾も様々の史料の伝える所と一致する。先に引用したアリストテレスによるとアテナイは貢税、租税や裁判による収入によって市民の 2 万人以上が養われていた⁽⁹⁴⁾。民衆は航海の経験や訓練により勝れた水夫になったと本書は伝えている⁽⁹⁵⁾が、プルタルコス of 伝えによる⁽⁹⁶⁾と、ペリクレスは毎年60隻の船を出して6カ月にわたって有給で市民に航海術を学ばせている。この訓練は軍事的なねらいと同時に日当の支給によって民衆の家計を援助するねらいも兼ねていたとみて良い。アテナイはデロス同盟によりこれら直接的な利益のみならず間接的にも多大の利益を得ていた。ヘーパイストス神殿、パルテノン神殿その他数々の神殿などが建立されたが⁽⁹⁷⁾、この資金として同盟国が支払った貢税が流用されたのである⁽⁹⁸⁾。加えて、アテナイは幾多の法令や禁令を

発布して同盟国に干渉を加えている⁽⁹⁹⁾。その最たる例としてまずメガラの船舶をアテーナイが支配する帝国の湾港から締め出し、アテーナイのアゴラにメガラ人の出入を禁じた周知のメガラ条令が指摘出来る⁽¹⁰⁰⁾。かかるアテーナイの干渉は年代的には議論の余地があるが、数々の碑文からも窺い知れる。アテーナイは同盟諸国に自国の度量衡を用いるように強制したり⁽¹⁰¹⁾、貢税徴収の強化を図ったり⁽¹⁰²⁾、貢税の徴収、運搬を定めてたり⁽¹⁰³⁾している。さらに、ヘレスポントスを通過する船舶を監視する一方で、メトーネに対してはビザンツからの穀物輸入特権を賦与している⁽¹⁰⁴⁾。

この他にも、本書では不思議にも論じられていないが、政治的にも経済的にも軍事的にも重要な役割を果たしたクレルーキア⁽¹⁰⁵⁾を始めとする多数の植民市⁽¹⁰⁶⁾の設立がある。さらに注目すべきは、国内のみならず同盟国支配にあたっても宗教が重要な任務を果たしていた。ブレア法令やクレイニ阿斯法令などによると、アテーナイは植民市や同盟諸国に対してパンアテーナイアの大祭などに武具や牡牛の提供を命じている⁽¹⁰⁷⁾。ここに我々は本来は市民的な宗教儀式でしかなかったものがポリスの枠を超えて、同盟国支配の一手段に転用された事実を明瞭に認めることが出来る⁽¹⁰⁸⁾。

かかる支配をもとにしてアテーナイの民衆は各国の産物を享受出来たのであり⁽¹⁰⁹⁾、また、ペリクレスは“わがポリスの大なるがゆえに、あらゆる土地のすみずみから万物の実りが此処にもたらされる。すべての人々が産みいだす幸を、わが国土のめぐみと同様に実らせ味わうことができるのである”と誇ることが出来たのである⁽¹¹⁰⁾。ペリクレスはアテーナイの同盟支配の事実を認めていたのである。再びツキディデスの伝えるペリクレスの演説を引用することを許されたい。

“ゆえに諸君は、諸君全部の誇りであり喜びである覇者アテーナイの栄誉を守らねばならぬ。戦の重圧から逃れるか、覇者の栄光を逃すか、二つに一つの道しかないのだ。考え違いをしてはならぬ、われらはただ自由か隷属かそれだけを争っているのではない。支配者の座を追われれば、支配者たりし間に人々から買った恨みを贖う危険にせまられる。諸君は支配者の座から降りることはもう出来ないと覚悟せね

ばならぬ。今になってその因果を恐れて、静かな善人に態度を改めたところでもう遅い。なぜなら、諸君は同盟独裁者の地位についてはや久しい、この位を手に入れたことがよし正義に反するとも、これを手放すことは身の破滅にひとしいからだ⁽¹¹¹⁾。

勿論、前にも述べた如く以上の諸史料、とりわけ碑文の年代は議論のある所であり、かつ本書の成立年代と比べてかなり年数の幅があるわけであるから、それらは本書の記述を直接証明するものではない。だが、我々は上述の状況は本書が執筆された時代の背景⁽¹¹²⁾、いわばよって立つ場を形成していると考えて大過ないと考えられよう⁽¹¹³⁾。

次に、民衆の作り上げた法組織について考察してみよう。作者は後のプラトンとは異なり、法の本質について理論的体系的な考察を行っていない。だが、彼はギリシア人の一人として法の支配に立脚した社会⁽¹¹⁴⁾を前提にして、民主制下の民衆はエウノミアよりも自由を欲していること、ならびに法はそもそも支配者である民衆の利益を保障するものでしかないことを断言している⁽¹¹⁵⁾。ここに、理論的体系は欠如しているとは言え、作者の鋭い現状分析力を人は認めるべきであろう。作者によると、民衆は何が最善であるかを考えるのではなく、もっぱら自己の利益を追求し、カコノミアを作り上げたのである⁽¹¹⁶⁾。ここには、結果的には、ペリクレスが主張⁽¹¹⁷⁾するように国の主権者が決定し、明文化したものが法であるとか、民衆が議会で決定し、文書に書いたものが法であるとする考えと同類の発想が認められる。ここには、プラトンの如く⁽¹¹⁸⁾法は国家全体の幸福を目指すべきとか、アリストテレスの主張するような⁽¹¹⁹⁾正しい国家は共通の利益を目指すものであって、支配者のそれを目指すものであってはならないとする思想は全く欠如している。むしろ、本書の作者は彼等が否定しようとした⁽¹²⁰⁾“法は支配者の利益なり”とする認識に立っていたようである⁽¹²¹⁾。従って、本書の作者がカコノミアという否定的な単語を使用しているのも、エウノミアという賛辞的表現をしているのも、彼が無条件的な善を承認した上でエウノミアを主張しているのではなく、極めて政治的な含みを持たせてこの語を用いていることを我々は見落してはなるま

い。エウノミアのもとで民衆は隷従に甘んじなければならない⁽¹²²⁾との彼の主張はまことにデーモニッシュな響がする⁽¹²³⁾。作者は実に冷静な態度でもって当時の社会の実態を剔出していると言わざるを得ない。

ところで、かかる主権者としての民衆と貴族の対立する社会を考えると、ペリクレスやアルキビアデースが民衆の指導者であったことを思い浮べて疑問を挟む人があるかもしれない。だが、代議制も官僚制も欠落していた古代民主制において民衆が民会や評議会ならびに法廷で主権を行使することと、貴族が指導者となって政治的に活動することは相矛盾するものではない。すでに述べた如く⁽¹²⁴⁾、重要な官職には有力者が就任しており⁽¹²⁵⁾、しかも、貴族の中にも民衆側についていた人がいたのである⁽¹²⁶⁾。確かに政治的⁽¹²⁷⁾にも司法的⁽¹²⁸⁾にも軍事的⁽¹²⁹⁾にも民衆は大幅に国政に参与しており、この限り当時の社会では法の下での平等が市民の間に実現していた⁽¹³⁰⁾。他方同時に、Finley⁽¹³¹⁾が指摘している如くポリス社会では貴族がエリートとして絶えず指導者の役割を果たしていたのであった。しかし、政治的な決定が広く市民全体にかかっていたポリス社会にあっては貴族と言えども市民の動向を多かれ少なかれ考慮せざるを得なかったのである。ここに、絶えず貧困の淵にいた民衆を味方に付けるには、貴族自身が民衆に対して気前良さを示したり、扶養的な国家を作って民衆の要求に答えることが不可欠であった最大の要因がある⁽¹³²⁾。かかる古代民主制の特質を本書の作者は慧眼をもって見抜いたと言える。

古典古代の民主制は、一般に抽象的に論じられているように全市民が文字通りの平等な社会ではなかった。歴史の流れの一齣として当然ながら、本書にも明示されている貧富の対立があった。だが、貧者を含む市民が同じポリス市民として広範に参政権を獲得した社会にあっては指導者たる富裕者も彼等を凡て無視するわけにはいかなかった。貧者のより確実な政治参与と生活の安定を目指して、デロス同盟支配を一大契機としてアテナイは民衆扶養国家としての民主制を作り上げていった。

周知の如く、かかる民主制国家を後のプラトンやアリストテレスは批判した。本書の作者は同じく批判者ではありながらも、彼等とは異なり理論は欠如している。だが、彼は単なる非難に墮することなく、当時の民主制の実態を鋭く衝くことで、民主制の合理的側面を弁明すべき一つのパラドックスとして容認する姿勢を示している。まことに瞠目すべきことである。さらに、彼は民衆が如何に国政を掌握しているか、如何に外交を展開しているかを論じ、軍事力の中核たる民衆が国家において果す「機能」を皮肉な目差しながらも鋭く見通し、内政と外交が一つの緊密な連関を作っていることを分析してみせた。しかも、かかる政治形態が国民の習俗、言葉、演劇などの文化の在り方さえも規定している事実をも巧みに分析している。本書は皮肉や誇張が多々あるにしても、やはり当時の社会の実態を鋭く評論した貴重な証言と言わざるを得ないであろう。

注

- (1) 陪審者に与えられる日はペリクレスが初めて定めた (Arist. *Ath.* XXVII. 3; *Pol.* II. 12. 1274 a 8-11) のは確かである。彼はその他にもいくつかの種類の日当制度を創始したと思われる。Hignett, C., *A History of the Athenian Constitution*, Oxford 1952 (1962) [Hignett], p. 216-221 ; *Cambridge Ancient History* vol. V. p. 101-104 参照。
- (2) *Pl. Grg.* 515 E.
- (3) Arist. *Ath.* XXVII. 3-4. 本制度の導入年代についてはアリストテレス『アテナイ人の国制』(村川堅太郎訳)岩波文庫, 東京 1980 [村川], 第 27 章注 (4) ; Rhodes, P. J., *A Commentary on the Aristotelian Athenaion Politeia*, Oxford 1981 [Rhodes], p. 338-340 参照。
- (4) Arist. *Pol.* IV. 6. 1293 a 1-10 ; VI. 2. 1317 b 30-35。
- (5) 村川 p. 54 より引用。但し, 傍線は筆者が付した。また *Plu. Per.* IX. 2 ; *Plu. Cim.* X, XIII. 6-7 参照。Rhodes p. 339 はアリストテレスの伝える導入理由は中傷にすぎないとしているが, 本制度が civil service 制度の最初の適用例である点は認めている。諸説については Pritchett, W. K., *The Greek State at War*, [Pritchett] part. 1, Berkeley, Los Angeles and London 1971, p. 12 および note 31 参照。
- (6) *Davies* p. 459-460。

- (7) Plu. *Cim.* III. 3 ; X. 1-5。
- (8) *Davies* p. 310-312。
- (9) かかる古典古代の社会の在り方については *Finley* Chap. 2 参照。
- (10) Athenaeus, *Deipnosophistai* XIII. 532 F-533A = Jacoby., F., *Die Fragmente der Griechischen Historiker*, London 1962, 2 B. 115 F 135。
- (11) Pl. *Grg.* 518 E-519 A。
- (12) Th. VI. 16. 1-3。アルキビアデースの財産については *Davies* p. 20 f. 参照。
- (13) Plu. *Nic.* III. 1-3 ; Pl. *Grg.* 472 A。ニーキアースの財産については *Davies* p. 403-404 参照。
- (14) Blass, F., *Die Attische Beredsamkeit*, I. Leipzig 1887, p. 154 によればこの作品の制作年代は前 420 年以後の可能性が強い。
- (15) Antiphon, *Tetralogy* I. B. 12。テキストは *Minor Attic Orators* vol. 1 (ed. Maidment, K. J.) *Loeb Classical Library* による。
- (16) 勿論, *Tetralogy* が習作であれ偽作であれ, こうした主張が説得力を持てばこそかかる主張が展開されたと考えて良からう。
- (17) *Finley* p. 35-36 ; *Hignett* p. 216-221 ; *Fine* p. 433-434。
- (18) *Davies* p. XXIX-XXX。
- (19) *Finley* p. 36-37。
- (20) *Davies* p. XXIII-XXIV. I. 13 ㊥㊦も参照。
- (21) I. 13。
- (22) Pl. *R.* VIII. 16. 565 A。
- (23) Arist. *Pol.* V. 5. 1305 a 2-7 ; cf. V. 8. 1309 a 14-32。
- (24) Arist. *Pol.* VI. 7. 1321 a 31-40。
- (25) I. 3。
- (26) *Kalinka* p. 104-105 ; Busolt, G., *Griechische Staatskunde*, München 1920-1926 (repr. 1966) [*Busolt SK*], p. 893, cf. *Ste Croix* p. 200-201。
- (27) *Fine* p. 431-432。
- (28) Th. VI. 27 f. の二つの事件ならびに久保下巻 p. 51 の注 8 参照。
- (29) Ar. V. 860 f. ; Pax. 431 f., 973 f., 1320 f.。
- (30) 注 (24) 参照。
- (31) Ar. *Nu.* 386。
- (32) Ar. *Nu.* 408 f.。
- (33) Ar. *Ach.* 146。
- (34) Ar. *Pl.* 627 f.。
- (35) Ar. *Lys.* 83 f.。
- (36) Ar. *Eq.* 410, 1140 ; V. 82, 654 ; Pl. 227 f.。
- (37) Ehrenberg, V., *The People of Aristophanes*, (Schocken Paperback ed.,

- New York 1962) [Ehrenberg], p. 342; Parke, H. W., *Festivals of the Athenians*, London 1977 [Parke], p. 19.
- (38) Ar. *Lys.* 702 f.
- (39) Ehrenberg p. 259; Parke p. 20-21.
- (40) II. 9. なお、喜劇がどこまで史料として本書の理解に役立つか危ぶむ人もあるかもしれないが、喜劇に描かれている世界が単なる空想世界でないことは前4世紀の犠牲獣の分配を定めた碑文 (Syll. I³ 271) を指摘するのみで十分であろう。II. 9^㉔^㉕; Parke p. 46-47 も参照。
- (41) Arist. *Ath.* XXVII. 4, *οἰδόναι τοῖς πολλοῖς τὰ αὐτῶν*. p. 14参照。
- (42) Hdt. III. 57. 2.
- (43) Hdt. VII. 144. 1-2; Arist. *Ath.* XXII. 7; Plu. *Them.* IV. 1-3; 村川 第22章注15参照。
- (44) この慣習が極めて古いことは Latte, K., "Kollektivbesitz und Staatsschatz in Griechenland", *Nachrichten der Akademie der Wissenschaften in Göttingen aus den Jahren 1945/1948* (1948), *Phil.-hist. Klasse.* 1946/47 p. 64-75=*Kleine Schriften*, München 1968 [Latte], p. 294-312 が示している。
- (45) Pöhlmann, R. von, *Geschichte der Sozialen Frage und des Sozialismus in der Antiken Welt*, vol. 1, München 1925 (repr. 1984), p. 266; Latte p. 312.
- (46) Finley p. 35-36. 例えば、兵士への日当支給に関しては Pritchett 1. p. 3-29 の慎重な考察を参照。
- (47) Pritchett 1. p. 11-12.
- (48) Hignett p. 342-343; Pritchett 1. p. 12-13; Rhodes p. 339-400.
- (49) Fine p. 392.
- (50) I. 14.
- (51) Latte p. 311. なお、国外追放の意味については Finley p. 29 の指摘をみよ。
- (52) 序の注(2)参照。
- (53) さしあたっては Jones Chap. 1, 特に n. 1 (p. 135); Busolt SK p. 201-209 参照。
- (54) Rhodes p. 338; RE XV 2, col. 2090; Busolt GG III. 1. p. 264. n. 1; Fine p. 393 参照。
- (55) IG. I². 373-374.
- (56) Busolt SK p. 201.
- (57) Ar. V. 300-301; Jones p. 135.
- (58) Ar. V. 273 f., 540 f., 1060 f.

- (59) *cf.* Arist. *Ath.* XLIX. 4.
- (60) *Jones* p. 17.
- (61) *Finley* p. 34.
- (62) Hansen, M. H., "The Duration of a Meeting of the Athenian *Ecclesia*", *Classical Philology* 74 (1979), p. 43-49 は前 4 世紀の民会手当について論じているが、従来の通説に反して日当は費された労働時間の埋合せ以上のものがあつたと述べているのは注目に値する。 *cf.* *Busolt SK* p. 921. n. 2.
- (63) Arist. *Ath.* XXIX. 5 によると「四百人」の案では戦争の続く限りアルコンとプリュタネイスを除き、役人はすべて無報酬と定められており、戦費の圧迫を日当廃止の原因の一つにあげている。 *cf.* Th. VIII. 65. 3 ならびに久保下巻 p. 312 注 5, 6。また、「四百人」より温和な「五千人」のもとでは評議員は無報酬と定められた (Arist. *Ath.* XXX. 2)。Th. VIII. 97. 1 も同様なことを伝えている。因に、「四百人」「五千人」をめぐる諸問題については村川, *Rhodes* ならびに Gomme-Andrewes-Dover, *A Historical Commentary on Thucydides* [HCT], vol. V, Oxford 1981 などの該当箇所を参照せよ。
- (64) 例えば, Arist. *Ath.* LXII. 2 参照。その他にアリストテレスの言及していない *Theorika* などがあつた。
- (65) e. g. *Ar. Eq.* 1351 *f.*; V. 87 *f.*; Pl. *Grg.* 515 E; Arist. *Pol.* IV. 6. 1293 a 1-10, V. 7. 1304 b 27 *f.*; *Ath.* XXVII. 4; Isoc. *De Pace* 75. 82.
- (66) Plu. *Per.* XI, XII. 神殿建築には多大の費用を要した。今日の公共事業の如く、この事業がアテナイの社会経済に如何なる影響を与えたかについてはここで触れないが、プロピュライ建造については Meiggs, R.—Lewis, D., *A Selection of Greek Historical Inscriptions*, Oxford 1969 [ML], No. 60=IG 1³ 465, パルテノン建造については ML No. 59=IG 1³ 449 参照。
- (67) Th. II. 41. 1。久保正彰訳。
- (68) Th. II. 38. 1。
- (69) Pl. *R.* VIII. 565 A; Arist. *Pol.* IV.13. 1297 a 35 *f.*, IV.14. 1298 a 10 *f.* ならびに注(65)参照。
- (70) I. 2。
- (71) I. 8, 9。
- (72) 2 の注(8)―(12)参照。
- (73) I. 20; *cf.* II. 16; Th. I. 143. 1, II. 84. 3; Plu. *Per.* XI. 4。
- (74) e. g. Arist. *Ath.* XXVII. 1。 *cf.* XLI. 2; *Pol.* II. 12. 1274 a 12-15, V. 4. 1304 a 21-24, VI. 7. 1321 a 5-14, VII. 6. 1327 a 40-b 15; Pl. *Leg.* IV. 707 A-B。
- (75) Amit, M., *Athens and the Sea*, Bruxelles 1965 [Amit], p. 57-71 は海軍の漕手と民主制の発展を皮相的に結びつけることには批判的あるが (p. 60),

“The sea-orientated policy was supported by the large majority of the citizens who derived complementary profits from it” (p. 71) と述べている。

- (76) *Amit* p. 30-49. 因に, I. 12 で作者が海軍におけるメトイコイの重要性を示唆した一文は注目に値する。Morrison, J. S.-Williams, R. T., *Greek Oared Ships 900-322 B. C.*, Cambridge 1968, p. 257-258. cf. *Meiggs* p. 439-441.

(77) 序の注(2)参照。

- (78) I. 14, 15, 16, 17, 18, 19; II. 3; III. 11.

(79) Th. I. 89-118. デロス同盟の個々の問題については Meritt, B. D.-Wade・Gery, H. T.-McGregor, M. F., *The Athenian Tribute Lists*, Princeton 1939-1953; *Meiggs* が基本書である。

- (80) *ML* No. 40=IG. 1³ 14. 特に I. 8-29.

(81) *ML* No. 43. cf. IG. 1³ 21. III. 11 ㊥㊦参照。

- (82) *ML* No. 47=IG. 1³ 37. 特に I. 40-44, 45 f.

(83) Th. III. 2. 3; 70. 3; Pl. *Ep.* VII. 332 B-C; プロクセノスについては久保中巻 p. 91 注 7; *Meiggs* p. 215-219, 227-228 参照。

- (84) I. 14, 18, 19.

(85) Arist. *Ath.* XXIV. 3. 役人の数については村川第24章注9参照。Balcer, J. M., “Imperial magistrates in the athenian empire”, *Historia* XXV (1976) p. 257-287 は役人数を500人以上確認出来るとしている (p. 287)。*Fine* p. 381 は伝えられる数に誤りはないとしている。cf. *Rhodes* p. 305.

- (86) I. 14.

(87) I. 16, 18.

(88) *ML* No. 52=IG. 1³ 40. I. 71-76, τὰς δὲ εὐθύνας Χαλκιδέουσι κατὰ σφῶν αὐτῶν ἔναι ἐν Χαλκίδι καθάπερ Ἀθένεσσιν Ἀθηναίοις πλὴν φυγῆς καὶ θανάτου καὶ ἀτιμίας. περὶ δὲ τούτων ἔφασκεν ἔναι Ἀθέναζε ἐς τὴν ἐλλαιάν τὴν τῶν θεσμοθετῶν κατὰ τὸ φρόσισμα τῷ δέμῳ. εὐθύναι の意味については *ML* p. 143 参照。

(89) アテーナイの同盟国に対する裁判については Th. I. 77. 1 の解釈が大問題になる。久保の当該箇所への注; I. 16 ㊥㊦; *Meiggs* Chap. 12 を参照。

- (90) I. 18.

(91) それ故、以下述べる経済的利益の確保と同様にアテーナイの海軍の利点を論じた第2章の1節から6節までの本書の記述は重要である。この部分は第1章で海軍国の内政と同盟国支配を論じた部分と第2章7節から始まる経済的利益ならびに文化的特徴(言葉, 劇)を結合する役を果しているように思われる。このように考えるならば本書の記述は論旨の細部における展開は巧みとは言え

ないが(序の注(9)), 大局的には良くまとまった論考であると言えよう。

- (92) Arist. *Ath.* XXVII. 1 ; *Pol.* II. 12. 1274 a 3-21. 海軍の具体的な役割については *Meiggs* p. 205-207 参照。
- (93) p. 9 以下参照。
- (94) Arist. *Ath.* XXIV. 3. *Rhodes* p. 301-302 は2万という数字に懐疑的である。もし、当時の成人男子の人口が約45,000人とすれば (*Fine* p. 429) 2万人は成年男子の実に40%以上になる。なお、ソキディデスによると (II. 13. 3-5) アテーナイはペロポネソス戦争直前貢税のみで年々600³タラントの収入があり一時は9700タラントにおよぶ備蓄を持ったこともあった。cf. *ML* No. 58≡IG. 1³ 52。
- (95) I. 19, 20。
- (96) Plu. *Per.* XI. 4. *Meiggs* p. 427 はこの伝承の大枠は正しいとしている。恐らくは市民の扶養と同盟諸国の警備の目的を持っていたのであろう。Arist. *Ath.* XXIV. 3 ならびに *Rhodes* p. 306-307 参照。cf. Ar. V. 698-711. 軍隊、特に海軍の訓練がどのように実施されたか詳らかでない。Pritchett 2. p. 208 f. 参照。
- (97) II. 9 ; Plu. *Per.* XIII. 4-6 ; XIII. 6-12。
- (98) *Meiggs* p. 289-290, 515-518 ; *Fine* p. 366 ; *HCT* vol. 2. p. 46。
- (99) p. 10 以下参照。
- (100) Th. I. 67. 4. 本条令については *Meiggs* p. 202-204, 430-431 参照。
- (101) *ML* No. 45 ; *Meiggs* p. 167-172。
- (102) *ML* No. 46≡IG. 1³ 34。
- (103) *ML* No. 68≡IG. 1³ 68。
- (104) *ML* No. 65≡IG. 1³ 61, l. 34-36。
- (105) 拙稿“クレールーキア考”『史学』vol. 41. part 3 p. 137-154, part 4 p. 85-96 ; *Meiggs* p. 260-262。
- (106) 例えば Brea 植民については *ML* No. 49≡IG. 1³ 46 の追加条項 (l. 39-42) をみよ。ここでは植民者は *zeugitai*, *thetes* たるべきことが定められており貧民救済の一端が窺える。
- (107) プレア法令 l. 11-12 ; クレイニアス法令 (*ML* No. 46) l. 41-43 ; *ML* No. 69 l. 55-58. cf. *ML* No. 73 l. 4-15 ; *ML* No. 40 l. 1-9。
- (108) *Meiggs* Chap. 16 参照。民衆が参列して犠牲獣の分け前に与かった (II. 9) とあるのはこうした牡牛をも指すのであろうか。 *Fine* p. 381-382. cf. Parke p. 48。
- (109) II. 7。
- (110) Th. II. 38. 2. 久保正彰訳。
- (111) Th. II. 63. 1-2. 久保正彰訳。また、II. 64. 5 も参照。cf. Ps. Xen. *Ap.*

- I. 14, *μισείσθαι μὲν ἀνάγκη τὸν ἄρχοντα ὑπὸ τοῦ ἀρχομένου*。
- (112) e. g. II. 3, 6, 7, 8, 11, 12。
- (113) 作者は海上支配による富の集中がメトイコイ や 奴隷の地位向上のみならず言葉の変化をもたらした事実 (I. 10, 11, 12 ; II. 8), さらに喜劇の政治的社会的な意味などに鋭い分析を加えているがこれらの点の考察は省略する。
- (114) e. g. Eur. *Supp.* 312-313 ; Hdt. VII. 104。
- (115) I. 6, 8, 9, 14, 18 ; II. 20。
- (116) I. 8. cf. Lys. XXV. 8。
- (117) X. *Mem.* I. 2. 40-47。
- (118) e. g. Pl. R. IV. 419 A-421 B, V. 466 A。
- (119) e. g. Arist. *Pol.* III. 6. 1279 a 17-21。
- (120) e. g. Pl. R. I. 338 E-339 A。
- (121) cf. Arist. *Pol.* IV. 4. 1291 b 30 f. ; Th. I. 76. 2-3。
- (122) I. 8, 9 ; II. 19。本文から、民衆の裁きが文字通り凡て正義に悖っていたと人は考えてはならない。*Fine* p. 428-429。
- (123) III. 10, *ἐν οὐδεμῇ γὰρ πόλει τὸ βέλτιστον εὖνον ἐστὶ τῷ δήμῳ, ἀλλὰ τὸ κάκιστον ἐν ἐκάστῃ ἐστὶ πόλει εὖνον τῷ δήμῳ* も同じ考え方であろう。クレオンとディオドトスの対話 (Th. III. 36-48) やメロス対話 (Th. V. 84-113) も参照せよ。
- (124) p. 16-17. cf. Arist. *Pol.* V. 9. 1310 a 2-12。
- (125) I. 3. *Davies* Introduction ; *Hignett* p. 244-251。
- (126) II. 19 ; Plu. *Per.* VII. 3. cf. Pl. R. VIII. 565 C。
- (127) e. g. I. 2, 6 ; II. 17。
- (128) e. g. I. 13, 18 ; III. 3, 13。
- (129) e. g. I. 2, 3, 20。
- (130) Th. II. 37. 1。
- (131) *Finley* p. 30-31 ; 久保上巻 p. 226 注4 参照。
- (132) *Finley* (特に Chap. 2) がこの点詳細に論じている。